

## 普通賛助会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般財団法人建築物管理訓練センター（以下「本会という」）の普通賛助会員（以下「賛助会員という」）及び会費等に関し、必要事項を定めるものである。

### (入会申込)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は本会の定める入会申込及び会費を納入すること。

### (入会申込の拒絶等)

第3条 本会は、入会申込者が次に該当する場合、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) 入会申込手続き後、一定期間が経過しても会費の納入が行われない場合
- (4) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員である場合
- (5) その他、前各項に準ずる場合で、本会が入会を適当でないと判断した場合

### (賛助会費)

第4条 賛助会員設置規程（以下「規程」という）第3条に定める会費は、本会が実施する講習事業及び訓練事業の維持・発展に使用し、下記に定める。（不課税）

- (1) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会員の年会費は、6,000円とする。
  - (2) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会員以外の年会費は、36,000円とする。
- 2 会費は本会が指定した期日までに納入すること。
- 3 年度途中の入会も認める。ただし、その場合でも年会費は月割りにはならない。

### (資格有効期間)

第5条 規程第5条に定める会員資格有効期間は、原則として6月1日から翌年5月31日までとする。

2 資格の継続を希望する会員は、有効期間満了日までに翌年度の年会費を本会指定の方法にて納入する。入金確認後、有効期間が延長される。

### (賛助会員の特典)

第6条 規程第4条に定める賛助会員特典は次のとおりとする。

ただし、共同職業訓練事業賛助会員（通信訓練受講事業者）は、次の（1）及び（3）のみ適用とする。

- (1) 受検準備講習会受講料の賛助会員価格の適用
- (2) 受検準備講習会における複数人受講特典の適用

準備講習を複数名受講させる事業主又は団体は、2人目以降の受講者も賛助会員価格を適用

- (3) 書籍、DVDなどの販売教材の賛助会員価格の適用
- (4) その他本会が賛助会員に対して提供するサービス

(会員の氏名及び名称等の変更)

第7条 会員はその氏名、名称、住所、電話番号等に関する事項に変更があったときは、速みやかに指定の手続きにより本会に通知する。

2 前項の規定による変更通知の不在によって、本会から会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、本会はその責を負わない。

(退会)

第8条 賛助会員が退会を希望する場合は、別に定める退会届を本会に提出し任意で退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。また、退会後は本規約第6条の賛助会員特典は受けられない。

(資格の喪失)

第9条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 賛助会員である事業主又は団体が消滅又は個人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 本会が指定した期日までに会費を納入しなかったとき
- (4) その他、本会が賛助会員として不相当と判断した場合

(規約の改廃)

第10条 本規約に定めるもののほか、必要と判断される事項は、順次本会総務委員会が別に定めるものとする。